

滋賀県環境影響評価条例の対象事業に風力発電所の設置等の事業を追加することについて（報告）

滋賀県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）施行規則を改正し、風力発電所の設置等の事業を条例の対象事業とする。

また、条例における風力発電所の規模要件を「出力1,500kW」とする。

1. 条例施行規則改正の背景について

地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、再生可能な新エネルギーの導入促進が重要となっており、その中でも、風力発電は、比較的効率が高く、経済的にも有望であることから、その導入促進が期待されている。

経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会は、2001年に「今後の新エネルギー対策のあり方について」をとりまとめ、その中で、2010年度における風力発電の導入目標としては300万kWを設定している。

近年、電力会社による電力長期購入制度の整備に加え、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による助成制度などを背景として、電気事業者や卸供給事業者による風力発電の導入が盛んに行われるようになってきている。

2008年3月末現在での風力発電の導入実績は、目標の6割に達しておらず、今後も引き続き風力発電の導入が促進されるものと考えられる。

2. 条例施行規則改正の理由について

風力発電が設置された場所では、環境上の問題（動物（特に鳥類）、騒音・低周波、景観）が指摘されている。

近隣府県の京都府、兵庫県、和歌山県および三重県では、売電を目的とした風力発電所が設置されている。

三重県、岐阜県および福井県との県境付近では、年間平均風速6m/s以上の風況が確認されており、今後、滋賀県においても大規模な風力発電が計画される可能性がある。

条例では、水力・火力発電所（出力2万kW以上）を対象事業としているが、風力発電に係る事業は対象となっていない。

アセスの制度は、対象事業そのものを規制するものではないが、環境への配慮を事業者に指導するためや、設置に至る手続きの透明性を確保するため、風力発電の設置等の事業を条例の対象事業とする必要がある。

3. 風力発電所の規模要件について

条例の対象事業とすにあたり、風力発電所の規模要件について、平成21年8月3日開催の滋賀県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という。）において検討を行った。

その結果、風力発電は、比較的小規模なものでも、動物（特に鳥類）、騒音・低周波、景観に環境影響を及ぼすことがあるため、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」を背景とした国の支援により、引き続き導入が見込まれる規模である、「出力1,500kW以上」を規模要件とすることが妥当とされた。

風力発電所でのトラブル事例

区 分		場 所	内 容
野鳥被害	衝突 (ハートストライク)	北海道、岩手県、 神奈川県、愛媛 県、長崎県等	北海道でオジロワシ、岩手県でイヌワシ、長崎県ではミサゴなど希少種の被害が確認されている
	生息妨害	三重県、長崎県	渡りルートの変更、休息池の利用が無くなる、生息密度の減少など
健康被害		静岡県、愛知県、 兵庫県、愛媛県	騒音、低周波音による体調不良、頭痛、不眠など
事故・故障		北海道、青森県、 静岡県、沖縄県	羽根の破損、タワー倒壊
事業破たん		北海道	発電量が計画を下回り破たん

他県でのアセス条例等における風力発電施設の取り扱いについて

県名	施行年	評価法	対象規模
福島県	H12	条例	第1区分事業の要件 出力が1万キロワット以上又は風車が15台以上である風力発電所の設置又は変更の工事の事業 第2区分事業の要件 出力が7千キロワット以上1万キロワット未満又は風車が10台以上14台未満である風力発電所の設置又は変更の工事の事業
長野県	H19	条例	風力発電所の建設 第1種事業 出力が1万キロワット以上の設置又は変更
長崎県	H17	条例	出力が15,000キロワット以上又は風車が10台以上であるもの
兵庫県	H18	条例	出力が1,500キロワット以上であるもの(特別地域においては、出力が500キロワット以上であるもの)
岡山県	H21	条例	出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業(電気事業者又は卸供給事業者が設置するものに限る。)
島根県	H19	環境配慮指針	総出力が1万キロワット以上(総出力が1万キロワット未満の施設を建設する事業で事業者自らが知事の意見を求めようとするものを含む。)
鳥取県	H19	ガイドライン	一団の施設としての総出力が500kW以上の風力発電施設の建設に適用(なお、風力発電施設とは、風力発電用風車及び変圧器、送電線、輸送道路等の付帯設備から構成される風力発電システムを、建設とは新設、増設、移転、又は外観上著しい変更を伴う大規模な改修をいう。)
静岡県	H19	ガイドライン	1万キロワット以上を対象

対象事業一覧

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上増）
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積 10ha以上（増設 10ha以上の増または土地の形状の変更）
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）

注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類のいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。